第４　一般債権に対する弁済
１　定義
本協定による一般債権とは、特別清算債権のうち担保権付債権及び関係会社債権・関係人債権に該当しないものをいう。
２　弁済
⑴　清算株式会社は、各一般債権者に対して、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、協定債権の元本並びに特別清算開始決定時の前日である平成22年５月９日時点までに生じた利息及び損害金の合計額（別紙特別清算債権一覧表「弁済基準額」欄記載の金額。）の0.06パーセントに相当する金員を弁済する。
⑵　各特別清算債権者は、本協定認可決定確定時において、一般債権の残額全部について免除する。
第５　関係会社債権・関係人債権
１　定義
関係会社債権とは、特別清算債権のうち株式会社富士木材が有するものをいい、関係人債権とは、特別清算債権のうち石﨑國男が有するものをいう。
２　免除
関係会社及び関係人は、本協定の認可決定が確定することを条件として、清算株式会社に対する債権をすべて免除する。
第６　弁済に関するその他の事項
１　端数の処理
割合弁済の結果、生じる１円未満の端数は切り捨てる。
２　弁済の方法
本協定に基づく弁済は、特別清算債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
３　弁済の場所
弁済の場所は、清算株式会社の本店所在地とする。
４　債権者変更の場合の取り扱い
平成22年11月８日以降に債権の移転があった場合においても、変更前の特別清算債権者とその有する特別清算債権額を基準に、本協定条項を適用するものとする。
（別紙省略）
大阪地方裁判所第６民事部

監督命令

平成２３年（再）第１号
群馬県安中市板鼻415番地１
再生債務者　株式会社友起製作所
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　群馬県高崎市本町172　坂本正樹法律事務所　弁護士　坂本　正樹
平成23年１月28日　前橋地方裁判所高崎支部
平成２３年（再）第１号
兵庫県尼崎市西高洲町16番地の22
再生債務者　株式会社天城建材センター
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　兵庫県尼崎市潮江１丁目８－１コーポ潮江111　太田川口法律事務所　弁護士　太田　吉彦
平成23年１月28日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

再生債権の一般調査期間変更

平成２２年（再）第２６号
大阪府枚方市岡本町７番１―505号
再生債務者　株式会社ビオルネ
一般調査期間　平成23年３月25日から平成23年４月８日まで
平成23年１月26日
大阪地方裁判所第６民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第２０号
大阪府吹田市江の木町６番13号
再生債務者　株式会社ＮＥＳＴＡＧＥ
１　決議に付する再生計画案　平成23年１月20日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成23年３月１日午前10時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年２月21日
平成23年１月28日
大阪地方裁判所第６民事部

再生計画認可

平成２１年（再）第１号
栃木県足利市川崎町1318番地
再生債務者　株式会社石原
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成22年12月24日
宇都宮地方裁判所足利支部

再生手続終結

平成１９年（再）第３号
栃木県小山市大字卒島244番地１
再生債務者　医療法人さくら会（開始決定時の名称医療法人三禄会）
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年１月27日
宇都宮地方裁判所第１民事部
平成１９年（再）第１号
福岡市東区二又瀬新町14番20号
再生債務者　ホームテック株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨
⑴　監督委員が選任されている。
⑵　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成23年１月28日
福岡地方裁判所第４民事部
平成１８年（再）第１号
千葉県野田市中根207番地
再生債務者　有限会社正心
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件再生手続を終結する。
３　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部
平成１８年（再）第２号
千葉県流山市流山２丁目297番地の１キャッスル流山305
再生債務者　伊原　敏博
１　決定年月日　平成23年１月26日
２　主文　本件再生手続を終結する。
３　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第７５号
愛知県一宮市萩原町萩原字中道18番地１　レインボー第２荻原505号
再生債務者　松尾　博之
１　決定年月日時　平成23年１月27日午後４時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月17日まで
４　一般異議申述期間　平成23年２月24日から平成23年３月３日まで
名古屋地方裁判所一宮支部
平成２３年（再イ）第４号
長崎県長崎市辻町13番８号
再生債務者　堀田　博士
１　決定年月日時　平成23年１月27日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月17日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月３日から平成23年３月17日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係
平成２３年（再イ）第６号
三重県四日市市富田栄町62番地１　勘上コーポラス201
再生債務者　大倉　和美
１　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月18日まで
４　一般異議申述期間　平成23年２月25日から平成23年３月４日まで
津地方裁判所四日市支部
平成２２年（再イ）第７８９号
札幌市東区北18条東７丁目２番10号
再生債務者　岡崎寿美子
１　決定年月日時　平成23年１月31日午前11時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月21日まで
４　一般異議申述期間　平成23年３月７日から平成23年３月14日まで
札幌地方裁判所民事第４部